

業務委託仕様書【欧州】

委託件名：平成31年度 BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点業務委託（欧州）

契約期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

第1 BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点の概要

BUSINESS EVENTS TOKYO 海外拠点とは、現地における企業系会議や報奨旅行等（以下「M I」という。）の誘致案件や優良顧客情報等を収集するとともに、デスティネーションとしての東京のプロモーション活動を実施するなど、海外からのM I の東京への誘致を目的として設置する3エリア（A P A C、欧州、北米）の拠点及びそれらを運営する個人又は団体である。

第2 目的

現地ミーティングプランナーや現地企業に対する営業及びプロモーション活動等を実施することで、ミーティングプランナー及び企業イベント主催者の東京に対する関心を惹きつけ、海外からのM I の東京への誘致拡大を図る。

第3 委託内容

以下の（1）～（6）の業務について各エリアに即した業務活動計画を提案し、事前に東京観光財団（以下「財団」という。）と協議の上、遂行すること。また、活動計画の策定に当たっては、年間の活動内容や活動件数等具体的な活動量を含めて提案すること。なお、最終的な計画は、財団と協議の上決定すること。

（1）ファムトリップ等に招聘するミーティングプランナーの発掘、選定、参加確定

- ① M I ファム事業^{*1}の招聘者選定、調整等行うこと（2名×5社=計10名程度）。
- ② 都市間連携共同ファム事業^{*2}の招聘者選定、調整等行うこと
(2名×5社×1都市=10名、1名×3社×1都市=3名、計13名程度)。
- ③ M I メニュー開発事業^{*3}の招聘者の選定、調整等行うこと（1名程度）
なお、①～③において、最終的な参加者の確定にあたっては、財団と協議の上決定すること。

（2）M I 誘致・開催支援^{*4}案件の財団への情報提供（有望リストの作成）

現地ミーティングプランナーや企業への営業活動を積極的に実施すること。

- ① M I 誘致・開催支援案件の発掘、情報提供等を行うこと（5社程度）。
- ② 都市間連携共同事業における視察候補案件の発掘、情報提供等を行うこと（4社程度）。

（3）M I 開催都市としての東京の情報発信

- ① 現地ミーティングプランナーや企業へ東京におけるM I に関する最新情報を隨時発信すること。
- ② 東京のPR資料を必要に応じて配布すること（財団の提供するUSB100個程度/年）。

(4) ファムトリップ参加者のフォローアップなど

ファムトリップ後の現地ミーティングプランナーや企業へのフォローアップを隨時行うこと。

(5) 事務局業務

財団への連絡は、電子メール、国際郵便及び国際電話等により日本語または英語で行うこと。また、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が行うこと。

- ① 四半期ごと（6月末、9月末、12月末、3月中旬）その間実施した活動状況の報告を財団が示す様式に従い日本語で提出すること。必要に応じて財団との電話インタビューに対応すること。
- ② 上記活動報告内容は、各エリアのM Iに係るトレンド、トレードショー等の情報、所属しているM P団体等からの情報、個別具体案件への対応、東京が発信するPR内容やその手法に対するフィードバック等の報告を指す。

(6) その他

- ① 東京のM I支援策に対するフィードバック等を行うこと。

注)

*¹ M I ファム事業・・・

ミーティングプランナーに対するファムトリップを行い、M I CE開催都市東京の魅力を伝えるとともに、都内関連事業者とのビジネスマッチングを行うことで、東京でのM I開催の拡大を図る。1エリアごとに年1回実施予定（計3回/年）。

*² 都市間連携共同ファム事業・・・

ミーティングプランナーに対し、2都市（東京及び国内で連携する1都市）を周遊するファムトリップを行い、東京及び国内連携2都市でのM I開催の拡大を図る。連携都市ごとに年1回実施予定（計2回/年）。

※対象都市：沖縄（2名×5社=計10名程度）、名古屋（1名×3社=計3名程度）

*³ M Iメニュー開発事業・・・

企業系会議や企業の報奨旅行・研修旅行（以下、「報奨旅行等」という。）の誘致競争を優位に進めていくため、主催者や開催地決定に影響力を持つミーティングプランナー等が、東京での報奨旅行等の開催に魅力を感じるような、東京ならではのプログラム開発を行う。

*⁴ M I 誘致・開催支援・・・

- ① M I 誘致支援（対象：海外参加者人泊数1,000泊以上）

M I主催者やミーティングプランナー等の視察への対応を行うことで、東京への誘致に結びつける。具体的には視察団の渡航費や滞在費の負担を行う。

- ② M I開催支援（対象：海外参加者人泊数200泊以上）

M I開催時の魅力的なプログラム提供等を確約することで、東京開催の決定確立を向上させる。

なお、都市間連携共同事業における視察候補案件の対象については海外参加者人泊数200泊程度を目安とする。

第4 契約更新

エリアの活動の成果検証を第4四半期に行う。検証結果及び双方の合意に基づき、下記の条件を満たす限りにおいて、企画審査会を経ず優先的に契約更新ができるものとする。

尚、成果検証及び契約更新は毎年行い、優先的な契約更新は2回を限度とする（平成31年度に契約を結んだ受託者が優先的に契約更新をできるのは平成33年度末）まで。

- (1) 成果検証の結果が基準点を満たすこと
- (2) 平成32年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、平成32年度の財団の収支予算が平成32年3月31日までに財団理事会で承認されること。その予算内に本事業予算が含まれること。

第5 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、契約締結後6ヶ月以内及び委託完了後の2回に分けて行う。支払金額については、各回契約金額の半額とする。

第6 物品の所有権

受託者が、財団が支払う委託料から業務に必要な物品を調達した場合、残存物品は契約期間の満了に伴い、その所有権は財団に帰属するものとする。またその処理については財団の指示に従うこと。

第7 著作権の処理

1. 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
2. 作成等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
3. 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
4. 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む）、テンプレート等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団が行う観光振興に係る事業活動の中等で使用することがある。
5. その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第8 守秘義務等

1. 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
2. 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第10 個人情報の保護

別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第11 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し平成31年度の財団の収支予算が平成31年3月31日までに財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- 4 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 阿部、峯岸
電話：03-5579-2684 FAX：03-5579-2685